

指定管理者募集に関する質問と回答（函館市亀田交流プラザ）

（令和元年9月6日質問受付分）

No.	対象書類	質 問	回 答
7	函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 3 0 別記様式 9 人件費の積算内訳（詳細）について	・①「有給休暇取得見込みとなる人件費」（時給の臨時職員に対する有給休暇取得時の給与分）や②「有給休暇取得中の代務員の人件費」はどちらに記載すればよろしいですか。	・有給休暇取得時の人件費等についても、別記様式 9 に記載してください。 また、当施設の管理経費に代務員の人件費を計上する場合は、その勤務予定日数等に基づき必要事項を別記様式 9 に記載してください。（その代務員が他の業務と兼務している場合等につきましては、当施設の業務に従事する分のみを記載してください。） なお、別記様式 9 の④合計額と、別記様式 6 の収支計画書に記載した指定初年度の人件費総額は同額になりますので、ご注意ください。
8	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 3（2）エ	・定めにある「2名以上配置」の時間帯は従業員の休憩時間中も含めた常時2名以上の配置でしょうか。	・子ども体育室や子ども活動室に2人以上配置としている時間帯につきましては、従業員の休憩時間中も含め常時2名以上配置してください。ただし、児童図書の手続きの業務等で一時的に場を離れる場合につきましては、代理の職員の配置は求めません。

No.	対象書類	質 問	回 答
9	函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 2 7 別記様式6 施設の管理に係る収支計画書	・「1 収入」の自主事業利益が赤字の場合は0円計上でしょうか。	・「別記様式6 施設の管理に係る収支計画書」につきまして、「1 収入」の自主事業利益に計上するのは、自主事業で得た利益を管理業務の収入として充当する場合となるため、赤字の場合は0円となります。
10	函館市亀田交流プラザ指定管理者募集要項 P 2 8 別記様式7 自主事業に係る収支計画書	・自主事業に係る収支計画書において収入がない事業は支出のみを記載でしょうか。	・「別記様式7 自主事業に係る収支計画書」につきまして、支出には当該年度に実施する各自主事業にかかる費用を計上し、収入には当該年度に実施する各自主事業における収入や団体の自己財源等を計上して、「差(A-B)」の欄が0以上となるように記載してください。
11	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 3 (3) イ	・図書を管理するシステムにつきまして、市が整備するとの記載がございますが、指定管理者が用意したPCへシステムを組み込むのでしょうか。	・図書を管理するシステムに必要なPC等の機器は、市が整備いたします。

No.	対象書類	質 問	回 答
12	その他	<p>・ 事務所内にて使用するP Cのネットワーク機器は指定管理者にて契約でよろしいでしょうか。</p>	<p>・ 函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領P 8に記載のとおり， 亀田交流プラザには， 来館者が自由に利用できる公衆用無線LANと， 貸館利用者および施設管理者が使用する管理者系統のネットワークがあります。</p> <p>新築工事において， 構内ネットワーク回線に加えルーターやハブ， アクセスポイント等を整備いたしますが， P Cやプリンタなど業務に必要な機器は指定管理者に用意していただきます。</p> <p>また， インターネット回線及び電話回線は， 令和2年4月1日より指定管理者の契約で運用していただきます。</p>

No.	対象書類	質 問	回 答
13	函館市亀田交流プラザ管理業務処理要領 P 2 (2) イ	<p>・指定管理者がカラオケ機器を確保することとなっていますが、モニターテレビも含む認識でよろしいでしょうか。その際、交流集会室の壁に壁掛けなど取り付けを行って良いのでしょうか。</p>	<p>・指定管理者が確保すべきカラオケ機器にはモニターテレビを含みます。</p> <p>また、カラオケ機器の壁掛け等の取り付けについては、函館市教育委員会の承認を得た場合、指定管理者の費用と責任で行うことができますが、指定期間が終了したとき、指定を取り消されたとき、管理業務の全部の停止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復していただきます。</p> <p>ただし、あらかじめ函館市教育委員会から原状回復を要しない旨の承認を得たときは、この限りではありません。</p>